

第二章 鎌倉時代の豊前国

第一節 鎌倉幕府の九州支配

一 壇ノ浦合戦後の動き

幕府の国地頭・
国奉行の派遣

長門国壇ノ浦で平家が滅亡すると、源九郎義経は平宗盛以下の捕虜ほりこを連れて上洛し、九州には兄範頼が残つて、平家に味方した武士の追捕つひびと、その所領の没収に当たつた。義

経が壇ノ浦合戦の後には、兄範頼をさしおいて、九州の事を執り仕切り、東国武士の小さな過誤をも見逃さず気ままたつてな支配を行つていふという声があるが、鎌倉の頼朝の耳に次々と入り、義経を召喚したのである。

範頼の九州支配も、四か月後には召喚されて、短期間に終わった。所々から、範頼が神社・仏寺などの所領の支配を妨げているという訴えが相次いで朝廷へ出され、これが鎌倉の頼朝を動かしたのである。

文治元年（一一八五）七月、源頼朝は平家没官領もつかりょうと、平家に加担した原田種直・板井種遠・山鹿秀遠らの

所領に地頭を置くまでの暫定期間、中原久経・近藤七国平の兩人を沙汰人として下向させるから、範頼は心静かに上洛するよう指示した。この兩人には、動乱で武士に押領されていた公領を国司へ、莊園は領家へ打ち渡し、新儀を止め、先規を守って国務・莊務を行うことができるようにせよと命ぜられた。このとき、「院宣に従い、何事も奏聞して」後に執行するよう厳命された。このころの頼朝の政治姿勢をうかがうことができる（『吾妻鏡』）。

更に四か月後の文治元年十一月、謀反人義経と行家（新宮十郎、源頼朝の叔父）を探索し、平家方の武士を追捕するという名目で、畿内と近国に守護・地頭が派遣された。もともと、このときの守護・地頭とは、上洛した北条時政を京都守護兼近国七か国地頭に、山陽道五か国地頭に土肥実平・梶原景時を、鎮西九か国奉行に天野遠景を任命するといった国地頭であって、各国守護・公領莊園ごと地頭ではなかった。

国地頭は国衙領や莊園から兵糧米を反別五升徴収することを許されたので、未納者に対して厳しく譴責した。そのため各地で紛争が発生した。

頼朝は未納分を免除し、畿内と近国の地頭を廃止し、鎮西九か国奉行のみを残した（文治二年六月）。後白河上皇の近臣である大宰権帥吉田経房の要望による。天野遠景は経房の在任中、九州で大宰府機構の目的な役割を果たした。

文治三年（一一八七）二月、天野遠景の注進によって、宇佐宮領の神官や名主たちが、本領を安堵され、新恩に浴し、御家人として地頭を称することとなった。宇佐宮は、大宮司宇佐公通が平清盛に接近して、大宰権少弐や豊前守に任命されており、源平の争乱では常に平家方として行動してきたから、源氏政権の成立

後は没官領とされて当然だったのである。

頼朝と義経の
相剋

天野遠景が九州へ下向する以前、上洛を命ぜられた源義経は、平宗盛ら捕虜を護送して関東へ引き返し、やがて後白河上皇へ画策して「頼朝追討院宣」を頂戴して反旗を翻し、兵を募ったが失敗し、

東へ下り、鎌倉の手前腰越で待機させられて、兄頼朝の勘気が解けないことを悟ると、京「九国地頭」に任命されて、九州を目指した。このとき、叔父行家は「四国地頭」に補任されたという。

『醍醐寺雑事記』には、文治元年十一月三日、義経は「大宰大弐」に、行家は「豊後守」に任ぜられたという噂を記している。

頼朝の名代として上洛した北条時政は、後白河上皇の責任を追及して「義経追討院宣」を引き出し、義経・行家を地頭とした例に倣って、国地頭の設置を認めさせたのである。

義経を九州へ誘ったのは豊後の大神一族であった。緒方三郎惟栄・白杵二郎惟隆・佐賀四郎惟憲兄弟がそれで、彼らは九州では最も早い養和元年（一一八二）二月、肥後の菊池二郎隆直らとともに反平家の旗を掲げ、いったん大宰権少弐原田種直らに屈服したが、寿永二年（一一八三）十月再度挙兵して大宰府を襲い、平家を九州から追い出した。

元暦元年（一一八四）七月には、平家方として行動した宇佐宮を襲い、逃散して無人となった舎殿に乱入して、黄金の御験をはじめとする宝物を奪い去った。この訴えを受けた朝廷は、宇佐宮汚穢の大罪人として惟栄兄弟三人の所領を没収し、身柄を上野国に配流した。

ところが、三人は平家討滅の功労者であるという評価が出て赦免された。しかし、義経反逆の加担者であ

ったことが判明し、再度配流された。

二 関東御家人の西遷と活動

(一) 宇都宮信房の入国

貴海島遠征 文治三年（一一八七）九月、宇都宮信房が九州に下向してきた。『吾妻鏡』に次の記事がある。

所の衆信房宇都宮所と号す御使として鎮西に下向す。これ、天野藤内遠景と相共に、貴海島を追討すべきの旨、嚴命を含むに依りてなり。（くたん）件の島は、古来船帆を飛ばすの者無し。（中略）今度、予州（原直経）に同意の輩（ちもがら）、隠れ居るかの由、御疑貽（まぎ）有るに依り、この儀あり、又、去年河辺平太通綱、件の島に到るの由、聞（きこ）しめすの間、殊に思し企て給う所なりと云々（原文は漢文）

これを要約すると、義経に加担した河辺平太通綱が貴海島（奄美の喜界島カ）へ逃げているという情報があったので、鎮西奉行人天野遠景とともに追討せよという嚴命を帯びて、信房が西下したというものである。

この貴海島遠征計画は、この年十二月、天野遠景が郎従などを派遣して様子を探らせたところ、確かに河辺平太らがいることが分かったので、鎮西の御家人に動員をかけたが応じないため、重ねて頼朝から軍勢催促の命令を出してほしいと陳情した。宇都宮信房は自ら渡海すると主張したが、天野遠景に反対され、思いどまらされた。信房は一族の精兵を派遣することにした。しかし、摂政九条兼実が、貴海島は遠島で、過